

金属プレス作業試験用金型に係る使用貸借規約

(目的)

第1条 この規約は、岡山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が保有する金属プレス作業試験用金型（以下「試験用金型」という。）の使用貸借等について定める。

(試験用金型)

第2条 試験用金型は、金属プレス作業試験用金型セット一覧表に記載のものとし、セット単位で貸出しを行うものとする。

(借受者)

第3条 試験用金型の貸出しを受けることができる者（以下「借受者」という。）は、岡山県内で技能検定随時試験の金属プレス作業試験を受検する法人とし、次の各号のいずれにも該当する場合に貸し出しするものとする。

- (1) 技能検定の実施に当たり借受者自ら試験用金型を用意することが困難であること。
- (2) 貸出し希望期間において協会その他で使用予定がないこと。
- (3) 借受者がこの規約に同意し、必要な対応を行うことを了承していること。

(貸出しの手続)

第4条 試験用金型の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ協会に予約状況を確認の上、貸出し希望日の1週間前までに技能検定随時試験金属プレス作業試験用金型貸出し申込書（様式1）を協会技能振興課にFAX又は郵送により提出する。

2 協会は、貸出し申込書の内容を審査し、貸出しが適当であると認めるときは、借受者に対し、貸出しを承諾する旨を通知する。

(貸出期間)

第5条 試験用金型の貸出し期間は、最長で試験日の1週間前から試験日の翌日までとする。ただし、貸出しの開始日が土曜、日曜日又は祝日に当たるときは、その前日から貸出しできるものとする。

(貸出し及び返却)

第6条 試験用金型の貸出しは、協会事務所において、次の時間内に行う。

貸出し時間 午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）

2 試験用金型の返却は、原状に復した上で、試験日当日又は試験日の翌日（その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日とする。）の午前中までに貸出しを受けた場所で行う。

返却時間 午前9時から午後5時まで（翌日の場合は午後0時までとする。）

3 試験用金型は重量物の精密機器であり、慎重な取扱いを要するため、貸出し及び返却に係る試験用金型の搬出及び搬入は、借受者側が複数名で行う。

(使用上の注意及び禁止事項等)

第7条 借受者は、善良なる管理者の注意をもって、試験用金型を取り扱うものとする。

2 試験用金型は、実技試験への使用及び借受者の実技試験設備への事前調整のための取

付等以外での使用はできない。

- 3 借受者は、貸出し期間中であっても 協会からの試験用金型の返却を求められたときは、直ちに応じる。
- 4 借受者は、試験用金型の改変、転貸、譲渡等の処分をしてはならない。
- 5 借受者が試験用金型の返却遅延等により第三者に損害を生じさせた場合は、借受者の責任において対応する。

(費用の負担)

第8条 試験用金型の貸出しは、無償とする。ただし、当該金型の搬出、搬入及び輸送並びに貸出し期間中の保管、金型の取付けに要する費用は、すべて借受者の負担とする。

(紛失等の報告及び損害の賠償)

第9条 借受者が試験用金型の使用にあたり、試験用金型の全部又は一部を滅失、棄損等をさせたときは、直ちに協会へ報告する。

- 2 前項の場合において、滅失等した試験用金型については、借受者が同一のものを製作又は補修若しくは相当する代価をもって賠償する。

(協会の免責)

第10条 借受者が試験用金型の使用により被ったいかなる損害について、協会は一切の責任を負わない。

附 則

この規約は、令和2年9月1日から施行する。